

## 土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領

### (趣旨)

第1条 取得又は使用の対象となる土地(以下「対象地」という。)に対する土壤汚染状況調査(任意調査)の実施の要否を判定するために行う、対象地及び対象地に有害物質を流入させるおそれのある周辺地(以下「対象地等」という。)に係る土壤汚染に関する土地利用履歴等調査の実施については、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一 有害物質

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する特定有害物質、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に規定するダイオキシン類、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第2条第3項に規定する特定有害物質その他の法令(条例を含む。以下同じ。)において規定する有害物質をいう。

#### 二 土壤汚染のある土地

有害物質が法令で定める基準に適合しない土地をいう。

#### 三 土壤汚染のおそれがある土地

土壤が汚染される可能性が高い用途として利用された又は利用された可能性のある土地、有害物質を含有する残土等により造成された可能性のある土地、有害物質を投棄し又は埋め立てた可能性のある土地等をいう。

#### 四 土壤が汚染される可能性が高い用途

有害物質を使用、保管又は排出する施設等であって、法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設その他の法令において規定する有害物質の使用等に係る施設等(以下「特定施設等」という。)をいい、例示すると、次のとおりである。

#### イ 産業廃棄物最終処分場

#### ロ 有害物質を取扱う研究施設

#### ハ ガソリンスタンド

#### 五 土壤汚染状況調査(任意調査)

起業者の負担により任意で行われる土壤汚染状況の調査をいい、法に規定された指定調査機関に依頼の上、法で規定された方法により行うものをいう。

### (土地利用履歴等調査の実施)

第3条 対象地等について実施する土壤汚染に関する土地利用履歴等調査については、第4条に掲げる第一段階調査と第6条に掲げる第二段階調査に区分して行うものとする。

(第一段階調査)

第4条 第一段階調査は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。なお、第2号及び第3号に掲げる調査は、第1号の調査の結果、土壤汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に行うものとする。

一 法令関係資料の調査

第2条第1号に掲げる法令に基づく各種届出書類、法第15条に基づき都道府県知事が調製する台帳等の閲覧により、次の事項を確認すること。

イ 法第3条の特定施設の該当の有無

ロ 法第4条又は法第5条に規定する都道府県知事による調査命令の発出及び調査実施の有無

ハ 法第6条に規定する要措置区域又は法第11条に規定する形質変更時要届出区域の指定の有無

ニ 法第7条に規定する汚染の除去等の措置の指示又は命令及び指示措置等の実施の有無

ホ 土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)による改正前の土壤汚染対策法(以下「旧法」という。)第7条に規定する措置命令の発出及び措置の実施の有無

ヘ ダイオキシン類対策特別措置法第29条に規定するダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定の有無

ト 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第3条に規定する農用地土壤汚染対策地域の指定の有無

チ 地方公共団体が定める条例において規定する土壤汚染に係る区域等の指定の有無

リ その他必要と認められる事項

二 現況利用調査

土地の現況や土壤が汚染される可能性が高い用途に供されているか等を確認すること。

三 都道府県又は土壤汚染対策法施行令第8条に定める市の環境担当部局及び地元自治体にする聞き取り等調査

次の情報について聞き取り調査を行うこと。なお、地元自治体から航空写真、地形図等を容易に入手できる場合には、土壤汚染状況調査(任意調査)の実施の要否の判定に資するため、第6条第1項第2号の規定に関わらず、これらを手に入れること。

イ 現存する又は過去に設置されていた特定施設等に関する情報

ロ 地下水の利用状況及び汚染状況に関する情報

ハ 過去からの土地利用に関する情報

ニ その他土壤汚染に関する情報

(第一段階調査の結果)

第5条 第一段階調査の結果、次に掲げる場合に該当するときは、第二段階調査を行う必要はないものとする。

一 対象地等が土壤汚染のある土地であるとき。

二 前条第2号及び第3号の調査の結果、対象地等が土壤汚染のおそれがある土地のうち土壤汚染状況調査(任意調査)の必要性があると判定された土地であるとき。

三 過去の調査により土壤汚染が発見されなかった土地又は過去の調査により土壤汚染が発見されたが、汚染の除去等の措置が実施されている土地であり、現地に異状が認められない

とき。

四 次の場合のように、対象地等が、過去に土壌が汚染される可能性が高い用途として利用されていなかったこと、有害物質を含有する残土等により造成されていないこと及び有害物質を投棄し又は埋め立てていないことが確認できるとき。

イ 山林や農地として継続的に使用され、土地の改変(圃場整備を除く。)が行われていない土地であり、現地に異状が認められないとき。

ロ 昭和40年代以降、継続して居住の用又は有害物質を使用しないことが明らかな事業場の用のみに供されていた宅地であり、現地に異状が認められないとき。

#### (第二段階調査)

第6条 第二段階調査は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

##### 一 登記履歴調査

登記履歴調査は、土地については所有者及び地目を、建物については所有者及び種類を、所有者が法人の場合には法人名及び業種等を調査すること。

##### 二 住宅地図等調査

住宅地図、航空写真等により、工場等の業種等、焼却炉の有無、廃棄物の埋設の有無等の土地の利用状況等を調査すること。

##### 三 地形図等調査

第1号及び前号の調査の結果、土壌汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に、旧版地形図、土地利用図等により、土地の傾斜の有無等や造成の有無等土地の形質変更の状況を調査すること。

##### 四 地元精通者等への聞き取り調査

第1号、第2号及び前号の調査の結果、土壌汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に、自治会役員、不動産仲介業者、開発業者、土地家屋調査士等の地元精通者に対して聞き取り調査を行うこと。また、土壌汚染状況調査(任意調査)の実施の要否の判定に資するため、必要と認められる場合に、土地所有者等に対して聞き取り調査を行うこと。

2 前項第1号、第2号及び第3号の調査は、入手又は閲覧可能な各資料について、昭和40年代まで(対象地周辺に軍需工場が存した形跡がある場合は、昭和初期まで)さかのぼって行うものとする。

3 第1項第4号の聞き取り調査を行うに当たっては、有効な調査結果が得られるよう、調査対象者の人選や協力依頼の方法に留意するものとし、守秘義務に十分配慮するとともに、無用な風評の発生、トラブル等を避けるよう注意するものとする。

#### (調査報告書)

第7条 土地利用履歴等調査の調査結果については、様式第1及び様式第2による土壌汚染に関する土地利用履歴等調査報告書に記載するものとし、対象調査区域を表示する図面(用地平面図等に土壌汚染状況等を色分けして表示する。)並びに第一段階調査及び第二段階調査で収集した資料を添付するものとする。また、必要に応じて様式第3、様式第4及び様式第5の各調査表に詳細事項を記載するものとする。

2 様式第1から様式第5までの調査書の記載は、可能な限り一筆ごとに記載するものとする。ただし、様式第1及び様式第4については、一筆ごとの調査結果が同一である場合には、土地利用状況を同じくする一定の区域ごとに記載することができるものとする。

(任意調査の要否の判定)

第8条 事務所長は、第一段階調査又は第一段階調査及び第二段階調査の結果を総合的に判断し、対象地について土壌汚染状況調査(任意調査)の実施の要否を判定するものとする。